

【資料】業務要求水準書(案)に対する質問回答(追加)

No	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁		項					
1	業務要求水準書(案)	4	I	第2	3	(1)	遵守すべき法令など	グリーン購入法は環境・衛生関連法令に列挙されておきませんが、電気温水器(給湯器)については、窒素酸化物の排出や近年問題となっているヒートアイランド現象に影響する廃熱、騒音等を含めて環境性をトータルに評価した場合、負荷平準化に資し、環境負荷の少ない機器であると判断されますので、グリーン購入法適合品以外の機器であっても提案可能であるという理解でよろしいでしょうか。	環境への負荷低減に資する機器であれば、提案可能です。 ただし、ヒートポンプ式電気給湯器などの「大阪府グリーン調達方針」の対象機器を提案する場合には、調達方針の判断基準等に沿った提案をしてください。